

協議第54号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月23日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

国民健康保険事業の取扱いについて

- (1) 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。
- (2) 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (4) 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。
- (5) 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 国民健康保険事業の取扱い
関 連 項 目	国民健康保険税の納期 国民健康保険税の税率等 国民健康保険運営協議会 出産育児一時金及び葬祭費 国民健康保険保健事業(人間ドック)

調整内容	<p>1. 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。</p> <p>2. 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。</p> <p>3. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>4. 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。</p> <p>5. 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。</p>
------	--

		各市町の現況（平成15年4月1日現在）							
項目	本荘市		矢島町		岩城町		由利町		
国民健康保険税の納期	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日	
	第2期	8月1日～8月31日	第2期	8月1日～8月31日	第2期	9月1日～9月30日	第2期	8月1日～8月31日	
	第3期	9月1日～9月30日	第3期	9月1日～9月30日	第3期	11月1日～11月30日	第3期	9月1日～9月30日	
	第4期	10月1日～10月31日	第4期	10月1日～10月31日	第4期	12月1日～12月25日	第4期	10月1日～10月31日	
	第5期	11月1日～11月30日	第5期	11月1日～11月30日	第5期	1月1日～1月31日	第5期	11月1日～11月30日	
	第6期	12月1日～12月28日	第6期	12月1日～12月25日	第6期	2月1日～2月末日	第6期	12月1日～12月25日	
	第7期	1月1日～1月31日	第7期	1月1日～1月31日			第7期	1月4日～1月31日	
	第8期	2月1日～2月末日					第8期	2月1日～2月末日	
	国民健康保険税の税率等								
基礎課税額	被保険者数	16,200人	被保険者数	2,336人	被保険者数	2,210人	被保険者数	2,099人	
	課税世帯数	8,210世帯	課税世帯数	1,071世帯	課税世帯数	1,208世帯	課税世帯数	927世帯	
	所得割額	10.00%	所得割額	6.50%	所得割額	6.90%	所得割額	6.00%	
	資産割額	20.00%	資産割額	29.00%	資産割額	30.00%	資産割額	30.50%	
	均等割額	25,000円	均等割額	21,000円	均等割額	19,000円	均等割額	24,000円	
	平等割額	35,000円	平等割額	27,000円	平等割額	30,000円	平等割額	35,500円	
	1世帯当りの平均税額	161,744円	1世帯当りの平均税額	122,080円	1世帯当りの平均税額	106,408円	1世帯当りの平均税額	143,546円	
介護納付金課税額	被保険者数	5,404人	被保険者数	728人	被保険者数	585人	被保険者数	669人	
	課税世帯数	4,103世帯	課税世帯数	527世帯	課税世帯数	514世帯	課税世帯数	488世帯	
	所得割額	1.10%	所得割額	1.05%	所得割額	1.00%	所得割額	0.95%	
	均等割額	10,000円	均等割額	8,200円	均等割額	10,000円	均等割額	9,500円	
	1世帯当りの平均税額	20,780円	1世帯当りの平均税額	19,306円	1世帯当りの平均税額	20,925円	1世帯当りの平均税額	21,294円	
財政調整基金	67,417千円		110,183千円		95,100千円		105,114千円		

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)								
項目	大内町		東由利町		西目町		鳥海町	
国民健康保険 税の納期	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日	第1期	7月1日～7月31日
	第2期	8月1日～8月31日	第2期	8月1日～8月31日	第2期	8月1日～8月31日	第2期	9月1日～9月30日
	第3期	9月1日～9月30日	第3期	9月1日～9月30日	第3期	9月1日～9月30日	第3期	11月1日～11月30日
	第4期	10月1日～10月31日	第4期	10月1日～10月31日	第4期	10月1日～10月31日	第4期	1月5日～1月31日
	第5期	11月1日～11月30日	第5期	11月1日～11月30日	第5期	11月1日～11月30日		
	第6期	1月4日～1月31日	第6期	12月1日～12月25日	第6期	12月1日～12月25日		
			第7期	1月1日～1月31日	第7期	1月1日～1月31日		
国民健康保険 税の税率等								
基礎課税額	被保険者数	3,872人	被保険者数	2,376人	被保険者数	2,282人	被保険者数	3,257人
	課税世帯数	1,685世帯	課税世帯数	995世帯	課税世帯数	1,110世帯	課税世帯数	1,230世帯
	所得割額	6.00%	所得割額	6.20%	所得割額	5.90%	所得割額	5.20%
	資産割額	25.00%	資産割額	30.50%	資産割額	26.60%	資産割額	35.00%
	均等割額	20,000円	均等割額	22,000円	均等割額	23,000円	均等割額	23,500円
	平等割額	32,000円	平等割額	30,000円	平等割額	30,000円	平等割額	25,500円
	1世帯当りの平均税額	129,738円	1世帯当りの平均税額	137,436円	1世帯当りの平均税額	130,224円	1世帯当りの平均税額	138,534円
介護納付金 課税額	被保険者数	1,306人	被保険者数	772人	被保険者数	768人	被保険者数	1,139人
	課税世帯数	959世帯	課税世帯数	543世帯	課税世帯数	585世帯	課税世帯数	760世帯
	所得割額	1.00%	所得割額	0.80%	所得割額	0.90%	所得割額	0.80%
	均等割額	9,000円	均等割額	7,000円	均等割額	9,700円	均等割額	7,000円
	1世帯当りの平均税額	22,720円	1世帯当りの平均税額	17,538円	1世帯当りの平均税額	20,740円	1世帯当りの平均税額	23,499円
財政調整基金	149,187千円		102,750千円		96,549千円		164,186千円	

具体的な調整方法	
国民健康保険税の納期 国民健康保険税の税率	国民健康保険税の納期については、8期とし新市において本荘市の例により統一する。 国民健康保険税の税率については、本荘市の区域を1区域、7町の区域を1区域とする2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。

調整内容	<p>1. 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。</p> <p>2. 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。</p> <p>3. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>4. 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。</p> <p>5. 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。</p>
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町
国民健康保険運営協議会	定数 14人 任期 2年	定数 9人 任期 2年	定数 6人 任期 2年	定数 9人 任期 2年
出産育児一時金及び葬祭費	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円
	< 葬祭費 > 支給額 50,000円	< 葬祭費 > 支給額 50,000円	< 葬祭費 > 支給額 50,000円	< 葬祭費 > 支給額 50,000円
国民健康保険保健事業 (人間ドック)	一般ドック ・対象者 40歳～69歳の加入者 ・助成額 10,000円	一般ドック ・対象者 20歳以上の加入者 ・助成額 10,000円 (脳ドックにも対応)	一般ドック ・対象者 30歳以上の加入者 ・助成額 自己負担が男8,500円～9,500円、女9,000円～10,000円となるように助成。(節目は2,000円) (脳ドック・一泊ドックにも対応)	一般ドック ・対象者 30歳以上の加入者 ・助成額 30歳～69歳 10,000円 70歳以上 2,000円 節目(40歳・50歳・60歳) 5,000円

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
国民健康保険 運営協議会	定数 12人 任期 2年	定数 12人 任期 2年	定数 9人 任期 2年	定数 9人 任期 2年
出産育児一時金及び葬祭費	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円	< 出産育児一時 > 支給額 300,000円
	----- < 葬祭費 > 支給額 60,000円	----- < 葬祭費 > 支給額 50,000円	----- < 葬祭費 > 支給額 50,000円	----- < 葬祭費 > 支給額 50,000円
国民健康保険 保健事業 (人間ドック)	一般ドック ・対象者 30歳～75歳の加入者 ・助成額 12,000円	一般ドック ・対象者 18歳以上の加入者 ・助成額 5,000円	一般ドック ・対象者 18歳以上の加入者 ・助成額 10,000円	一般ドック ・対象者 18歳以上の加入者 ・助成額 男6,000円、女7,000円

具体的な調整方法	
国民健康保険運営協議会 出産育児一時金・葬祭費 国民健康保険保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 ・出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。 ・保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。